

議案第 14 号

倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について

倉敷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 4 月 18 日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和 51 年倉敷市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「課長代理」の次に「、室長代理」を、「課長補佐」の次に「、室長補佐」を加える。

第 8 条中第 14 項を第 16 項とし、第 9 項から第 13 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 8 項を第 10 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

9 室長補佐は、室長を補佐し、所掌事務を掌理し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 8 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 室長代理は、室長を助け、室長に事故あるときは、その職務（課長主幹が掌理する特定事務を除く。）の所掌事務を代行するほか、特定事務を掌理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

行政組織改正に伴い規定を整備するため、規則を改正するものである。

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第14号）新旧対照表

新	旧
（事務局の職制） 第7条 2 前項に定める職のほか、参事、次長、副参事、課長代理、室長代理、課長主幹、課長補佐、室長補佐、主幹、主任及び副主任を置くことができる。 （職務） 第8条 <u>7 室長代理は、室長を助け、室長に事故あるときは、その職務（課長主幹が掌理する特定事務を除く。）の所掌事務を代行するほか、特定事務を掌理する。</u> <u>8</u> （略） <u>9 室長補佐は、室長を補佐し、所掌事務を掌理し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。</u> <u>10</u> （略） <u>11</u> （略） <u>12</u> （略） <u>13</u> （略） <u>14</u> （略） <u>15</u> （略） <u>16</u> （略）	（事務局の職制） 第7条 2 前項に定める職のほか、参事、次長、副参事、課長代理_____、課長主幹、課長補佐_____、主幹、主任及び副主任を置くことができる。 （職務） 第8条 <u>7</u> （略） <u>8</u> （略） <u>9</u> （略） <u>10</u> （略） <u>11</u> （略） <u>12</u> （略） <u>13</u> （略） <u>14</u> （略）